

藤枝市に移住したい子育てファミリー世帯を応援します!



藤枝市  
Fujieda City

## 子育てファミリー移住定住促進事業

子育てファミリー世帯の移住に

最大 **130万円** を助成します!

『新築マンション』も補助対象! 『18歳以下の子がいる世帯(妊娠中を含む)』が対象世帯!



### 新築住宅取得事業

■子育てファミリーが新築住宅、新築マンションの建築又は購入に要した経費を助成。

住民票異動後の申請

市外から転入：最大50万円

市内での転居：最大30万

三世帯同居・近居で+30万



### 新築住宅移転事業

■子育てファミリーが新築住宅、新築マンションに移転する際に要した経費(引っ越し費用に限る)を助成。

住民票異動後の申請

市外から転入：最大50万円

併用すれば・・・市外から転入：最大130万円  
市内での転居：最大60万円



#### 問合せ先

藤枝市都市建設部住まい戦略課  
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号  
電話 054-631-5750 (直通)  
FAX 054-643-3280  
E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 子育てファミリー

検索

詳しい内容は  
こちらからも  
確認できます→



# 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業概要

## 【事業の主旨】

- 藤枝市への子育て世帯の移住・定住の促進を図る

## 【用語】

### ■ 子育てファミリーとは

申請日が属する年度の末日において満18歳以下の子がいる世帯又は申請日に妊娠している者がいる世帯

### ■ 新築住宅・新築マンションとは

新築住宅：人の居住の用に供したことの無い一戸建て住宅。建売住宅を含む。離れを含まない。

建売住宅の場合は売買契約日時点で建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。

新築マンション：区分所有建物であって、居住を目的とする共同住宅の単一の住戸のうち、人の居住の用に供したことの無いもの。売買契約日時点で建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。

### ■ 三世帯同居・三世帯近居とは

三世帯同居：子育てファミリーが、当該世帯の世帯主又は配偶者の父母と同居すること。

三世帯近居：子育てファミリーが、当該世帯の世帯主又は配偶者の父母の住居と同一の小中学校区内又は概ね1km以内に居住すること。

## 【補助金交付申請期間】

住民票異動の日から1年以内の申請が必要。

申請様式はホームページをご覧ください。住まい戦略課までお問合せください。

※ 住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける方の地域連携型利用申請は住民票異動前に行う必要があります。

### 新築住宅取得事業

#### 《 補助要件 》

子育てファミリーであって、新築住宅を建築又は購入した者及び新築マンションを購入した者のうち次の全てに該当する者

- ① 同居する世帯全員が市町村民税を滞納していない者
- ② 建築又は購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者（建築又は購入についての補助金等に該当するかは住まい戦略課までお問合せください）

※ **補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り**

#### 《 補助対象経費 》

- ① 工事請負契約金額（注文住宅）又は不動産売買契約金額（建売住宅、新築マンション）のうち建物相当金額

#### 《 補助金の計算 》

- ・ 補助対象経費 × 補助率 1/2
- ※ ただし、市外からの転入世帯は50万円、市内転居世帯は30万円を上限とする。三世帯同居又は三世帯近居に該当する場合は上限額に30万円を加える。

### 新築住宅移転事業

#### 《 補助要件 》

市外に居住していた子育てファミリーであって、新築住宅及び新築マンションに移転した者のうち次の全てに該当する者

- ① 同居する世帯全員が市町村民税を滞納していない者
- ② 移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者（移転についての補助金等に該当するかは住まい戦略課までお問合せください）

※ **補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り**

#### 《 補助対象経費 》

- ① 引っ越し業者への支払い済の費用
- ※ 物を運ぶ作業以外の付帯的な費用（エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等）は補助対象としない。又、引っ越し業者を使わずに引っ越しした場合も対象としない。

#### 《 補助金の計算 》

- ・ 補助対象経費 × 補助率 1/2
- ※ ただし、50万円を上限とする。